

改正

令和3年3月19日教育委員会告示第5号

土浦市立図書館資料の賠償に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、土浦市図書館条例（平成11年土浦市条例第22号。第3条第1項において「条例」という。）第19条に定めるもののほか、土浦市立図書館（次条第1項において「図書館」という。）が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料（映像資料及び録音資料をいう。）その他の図書館資料（以下これらを「資料」という。）の賠償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(賠償の方法)

第2条 教育委員会は、図書館の入館者又は館外利用をするもの（以下これらを「利用者」という。）が故意又は過失により資料を滅失したときは、利用者に当該資料の賠償を求めるものとする。

2 教育委員会は、利用者が故意又は過失により資料を損傷した場合において、当該資料の状態が、教育委員会が別に定める賠償を要する資料損傷の基準に該当するときは、利用者に当該資料の賠償を求めるものとする。

3 資料の賠償は、原則として現品をもって行うものとする。

4 利用者は、映像資料を賠償するときは、著作権者への補償金を含む相当額を納付するものとする。この場合において、利用者は、教育委員会が別に定める映像資料の賠償に係る発注依頼書を教育委員会に提出しなければならない。

5 前2項の規定にかかわらず、賠償に係る資料の廃刊などの理由により、現品をもって賠償することができないと教育委員会が認めるときは、教育委員会が指定する相当品をもって賠償することができる。ただし、映像資料にあっては、教育委員会が当該映像資料を購入した際に支払った相当額をもって賠償することができる。

(賠償の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、教育委員会は、条例第19条第2項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償を免除することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない火災により資料を焼失した場合

(2) 利用者の責めに帰することができない交通事故又は自然災害により資料を滅失し、又は損傷した場合

(3) 引ったくり、置引き、車上荒らし、盗難等の事件によって資料を滅失し、又は損傷した場合で、利用者が警察に被害届を提出し、かつ、利用者の責めに帰することができないやむを得ない理由によるものと教育委員会が認めたとき

(4) 利用者に身寄りがなく、かつ、しかるべき保護を受けるために、行政等が利用者の所持物の処分を行い、それによって資料を滅失し、又は損傷した場合

(5) 前各号に準ずると教育委員会が認める場合

2 前項の規定による免除を受けようとする利用者は、り災証明書、被害届の受理番号等を記載した書類の提示その他の方法により、利用者の責めに帰することができない事由を証明しなければならない。

(賠償の期限等)

第4条 利用者は、教育委員会から第2条第1項又は第2項の規定による賠償の要求を受けたときは、当該要求を受けた日から起算して2か月以内に資料を賠償しなければならない。

2 教育委員会は、利用者が滅失した資料の搜索を申し出たときは、当該搜索に要する期間（2週間を限度とする。）が経過した日に前項の要求をするものとする。

(賠償した資料の取扱い)

第5条 利用者が滅失により賠償した資料に係る現品、現品に代わる相当品又は相当の代価は、賠償の完了後に滅失した資料が発見され、利用者から提供された場合であっても、返還しないものとする。

2 利用者が損傷した資料は、賠償の完了後において、当該利用者から申出があった場合は、当該利

用者にこれを無償で譲渡することができる。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月19日教委告示第5号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。